

## 公立高等学校等学び直し支援金交付要綱

### (目的)

第1条 県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（学校法人の設置する学校を除く。）の生徒等であって、次条各号の全てに該当する者に対して、予算の範囲内において高等学校等学び直し支援金（法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (受給資格)

第2条 学び直し支援金は次の各号の全てに該当する者に支給する。

- 一 日本国内に住所を有する者
  - 二 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
  - 三 法第3条第2項第2号に該当する者
  - 四 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
  - 五 高等学校等を退学したことのある者
  - 六 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
  - 七 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

### (支給限度額)

第3条 学び直し支援金の支給限度額は、定額授業料か1単位あたりの授業料かにかかわらず、次のとおりとする。

(月額)

区分	全日制課程	定時制課程	通信制課程
高等学校・中等教育学校	9,900円	2,700円	520円

### (交付等)

第4条 学び直し支援金の交付等については、就学支援金の交付等の例による。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、この要綱施行の際、現に公立高等学校等に在籍する生徒の同年4月分の授業料から適用する。